

保 管 依 頼 書

年 月 日

東 京 都 知 事 ・
東京都()都税事務所長 殿

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、
東京都に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破
損、紛失などの被害を受けても、東京都が一切責任を持たないことに同
意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第（ ）号

整理番号 _____

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご
了承下さい。